

令和7年3月3日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について（求補正）

標記について、下記のとおり確認及び補正を求めますので、令和7年3月17日（月）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和7年2月7日（金）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和7年2月12日（水）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

学校法人「森友学園」への国有地売却に関する財務省の決裁文書改竄に関する大阪高裁令和7年1月30日判決に対する上告をしないことを決定した際に法務省が作成し、又は取得した文書（石破首相との協議内容及び取材対応に関する文書を含む）

4 補正を求める事項について

上記3について、現時点で開示請求に係る行政文書の特定が困難であるため、「上告をしないことを決定した際に」と記載された部分について、令和7年2月6日に財務大臣及び法務大臣が総理大臣と面会した際のことを指すのか、それとも同日の面会後に当省において行った決裁のことを指すのか、教示願います。

5 開示請求手数料について

あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますが、上記4のとおり、行政文書を特定することができないため、現時点では開示請求件数をお知らせすることができません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、行政文書開示請求書及び収入印紙300円分を返戻いたします。